

○熊本市の発表資料について

ご努力の様子は十分伺えるが、いただいた発表資料だけでは、なんともいえない。

今回の発表に限らず、事例や実践が発表される場合、当事者以外の者からはわかりにくい。実践報告の共通フォーマットを準備されてはいかがか。少なくとも次の諸点をまとめてお示しただけると、わかりやすい。私の読み方の問題かもしれないが、頂戴した発表資料からは、いずれも断片的にしか理解できなかった。

- ・実践の目的、意図、背景
- ・予算規模（財源含む）、期間、学校数
- ・実施担当者、指導者（外部含む）
- ・特例措置の有無、外部機関との連携・支援の状況、主な参照事例
- ・実践結果の調査（評価）の手続きと方法

○履修主義と修得主義

石井先生のまとめに基本的に賛成。あえて言えば、教育課程（内容）というより学習指導（方法）の原理にみえる。また次の2点はあまり触れられておらず、これらを合わせて考察する必要がある。

（1）教育課程の構造から

「履修主義か修得主義か」、あるいは「二項対立を避けるか」という議論だけでは、教育課程の構成要素との関係を忘れがち。各教科・領域、各学校段階、義務教育か否かで、議論は異なるはず（当然、全教科・領域を〇〇主義一辺倒とするのは、非現実的）。

例1：音楽・図画工作・体育や、外国語も習熟度別（一種の修得主義）を導入可能

（可能性の議論であり、すべきということではない。念のため）

例2：小学校と高等学校との目的の違い、それへの対応

（こちらはむしろ変えてしかるべき）

ゆえに、何のために学習内容の何をどこまで履修主義とし、または修得主義（やそれ以外）とするかは、どこかで誰かが判断し、決定しなければならない。この論点は、教育課程の編成権に含まれる。ひいては、標準授業時数の問題とも関連する。

（2）教師の役割から

このとき、個々の教師や設置者が履修原理を決定する権限を持つか（持ちうるか）という問いが生じる。現状は、文部科学省で小中学校の標準授業時数を定めており、各学校の

教育課程の編成権を統制している。この統制は、教育の機会均等を達成維持する上で必要とされ、学習指導要領のいわゆる法的拘束力、法的基準性とも、密接に関わる。

時数に加え、履修原理に関わる授業の指導法や内容を現状以上に強く規定すると、教師の「脱技能化」の進行が懸念される。「総合的な学習の時間」導入時を想起すれば、基本的に何を扱っても良いと言われ、途方にくれた教師や教育委員会があったはず（結果、定型化を招いたという見方も）。現状でも学習指導要領について、最低基準を示した「ガイドライン」とするか、それ以外は一切許容しない「オリ」とするかは、教師や関係者によって温度差がある。教師による創意工夫の余地を確保しなければ、教師の専門性の大半が失われる。授業の指導法や内容の斉一化が進むと、短期的（初任者等）に役立つかもしれないが、長期的には教師の力量や多様性が失われ、「教師不要論」につながりかねない。

○授業時数の扱い

基本的に高木委員の各意見に賛成。標準授業時数からみて、現行の履修主義が機能する大多数の公立校には、修得主義をあえて導入する利点が薄い。修得主義は時間・人手に莫大なコストを要し、財政力の差に伴う学力格差の拡大が懸念される。ただし、そのコストや学力格差への対応が十分なされることを条件に、設置者の責任と判断により、修得主義を導入できる措置を、例外的・部分的に認めてもよい（例：特別支援（gifted含む）、研究開発、私立、離島・山間部、地方、小規模、一部教科・領域、一部学校段階等）。

関連して、現行 35 週標準の根拠は何か。現状に合わせて見直す余地があると思われる。仮想例として、（1）実態に合わせ、基準を引き上げる（例：40 週）（2）週数・時数・1 日あたりの時間数・単位数（高等学校）に、厳しい上限を定める。（3）文部科学省は 30 週分で配当し、残りは設置者判断で任意に追加可能とする...等が考えられる。

○機器の活用

次の意見に賛成：「○学校の児童生徒全員が同じ端末を使用しないといけないという発想を改める必要がある。これからの時代、端末が文房具というのであれば、別途支援が必要な家庭には配慮をしつつ、BYOD（家庭からの端末持ち込み）も推進すべきではないか。

（奈須委員）」。端末の配備は「モノ」レベルだが、「施策」レベルは学習環境の整備（例：ネットワークの拡充、セキュリティ対策）や人的拡充（例：「情報担当教員」の配置）に優先的に予算を割くべき。学校給食のように、所定の栄養価や家庭の費用負担であれば、自校・センター・弁当・委託・食堂など、各設置者の財政基盤に合わせるのが妥当で、全国一律の形態や献立である必要はない（前提：財政基盤に合わせた補助金などが不可欠）。

ただし「別途支援が必要な家庭」や地域には、手厚く支援すべき。COVID-19 のように、非常時に家庭や地域の状況が直接的に教育格差を生じかねない事態は、回避すべき。

ごく最近でも、20 年以上前の PC 環境で時間割を策定した学校があると聞く。安価で安全な校務システムの導入・普及が急務。教師に一人一台以上、かつ学校の十分・安全なネットワーク環境が実現しなければ、子供に一人一台を推進しても、うまく稼働しない。

○雑感

- ・ 一校や一設置者で可能な実践・施策と、全国展開の可能性とは、分けて考えるべき。
- ・ 教育課程上、中学校以降との整合性を考えると、小学校高学年に「情報」や「技術」を扱う教科があって良いはず。プログラミング教育を専門に扱える。専科担任で導入し、情報関係の有資格者等を充てれば、校内の情報環境の整備に寄与できるかもしれない。
- ・ とはいえ、小学校の教科数は、現状でも多い。教科の数を増やして細分化し、それぞれに標準授業時数を割り当てる（場合によっては専科担任、義務教育学校等への対応も）と、教育課程の編成はかなり複雑な難作業になる。小学校は既存教科等を大胆に再編すべき時期かもしれない。単独教科等や複数教科等の標準授業時数について、大綱的な基準として幅を持たせて「波型」（「～」）や%で示し、その範囲内で実際の時数配当は編成権者の判断に委ねるのも一案だろう（例：昭和 26（1951）年の学習指導要領一般編（試案）、平成 10（1998）年の中学校学習指導要領時の学校教育法施行規則第 54 条・別表 2）。

以 上